

5 疾病予防対策の促進3（歯と口腔）

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、生活の質の向上や全身の健康の保持増進に欠かせないものであることから、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進を図る。

（1）歯科口腔保健基本計画

【計画策定の目的】

ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、歯科口腔保健分野から市民の健康づくりを支援するために策定

【計画期間】

平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課企画グループ

（2）健康教育

① 歯の健康講座（平成21年度開始 平成29年度予算：160千円 国1/3 県1/3 市1/3）

【事業の目的・内容】

市民が、虫歯や歯周病を予防し、健康長寿の延命を目指すため、健康を守るための食生活及び口腔ケアができるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

《実績》

年度	実施回数	参加人数(延)
24	2回	63人
25	2回	71人
26	2回	61人
27	2回	61人
28	2回	52人

② 歯と口腔の健康づくり出前講座（平成26年度開始 平成29年度予算：145千円 市単独）

【事業の目的・内容】

「歯と口腔の健康づくり」は、生きる根源である食生活を支えるものであり、生涯にわたる健康の保持増進や生活の質の向上に欠かせないものであることから、市民の歯と口腔の健康づくりに対する関心と理解を深めるため出前講座を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

年度	実施回数	参加人数
26	11回	360人
27	19回	458人
28	15回	394人

③ 歯と口の健康週間イベント（平成3年度開始 平成29年度予算：715千円 市単独）

【事業の目的・内容】

国の「歯と口の健康週間」に合わせ、口腔衛生に関する様々な情報提供と助言・指導を行い、市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙を図ることを目的として、宇都宮市歯科医師会と共催で平成3年度から実施している。

根拠法令等	主管課・グループ
歯と口の健康週間実施要領（厚生労働省通知）	健康増進課保健センター

《実績》

年度	実施期間	入場者数	はっぴいチャレンジ	歯科相談	RDテスト	サリバスターテスト	口臭テスト	ペリオスクリーン	歯みがきの実演指導 歯科講座
24	6日間	4,221人	138人	47人	192人	83人	75人	—	277人
25	6日間	4,517人	147人	40人	185人	93人	52人	—	293人
26	6日間	4,332人	154人	43人	176人	47人	65人	62人	72人
27	6日間	4,606人	173人	54人	300人		64人	118人	94人
28	6日間	4,650人	218人	60人	289人		86人	161人	129人

※「口腔内の細菌調査」は、平成23年度より「口腔内の細菌観察」へ変更して実施

※「はっぴいチャレンジ（旧：ワンパクコンテスト）」は、事業の見直しに伴い、平成26年度よりコンテスト形式からコーナー参加型へ内容及び手法を変更して実施

④ 高齢者よい歯の表彰式（平成8年度保健所開設時開始 平成29年度予算：236千円 市単独）

【事業の目的・内容】

80歳以上で20本以上の自分の歯がある方を表彰し、高齢者の口腔衛生の普及及び向上を図る。

根拠法令等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

年度	24	25	26	27	28
表彰者数	177人	209人	233人	252人	285人

(3) 健康相談

- ① 歯科健康相談（平成4年度開始 健康増進課平成29年度予算：87千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）
 高齢福祉課平成29年度予算：44千円

【事業の目的・内容】

歯科保健に対する関心と理解を深め自らの健康の保持を図るため、歯科医師による個別相談と歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。

根拠法令等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

《実績》

歯科医師による個別相談

年度	24	25	26	27	28
実施回数	6回	6回	6回	6回	6回
相談者数	27人	24人	21人	34人	25人

歯科衛生士によるブラッシング指導

年度	24	25	26	27	28
実施回数	6回	6回	6回	6回	6回
相談者数	20人	15人	19人	32人	29人

- (4) 訪問歯科診療推進事業（平成26年度開始 平成29年度予算：430千円 市単独）

【事業の目的・内容】

訪問歯科診療の周知や、訪問歯科診療等の専門性を持つ歯科医師・歯科衛生士を養成するための講習会の実施など、訪問歯科診療が円滑に実施できるよう支援することにより、歯科医院へ通院が困難な市民の歯科診療の確保と、口腔状態の改善を図る。

根拠法令等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康づくりグループ

《実績》

年度	講習会		訪問歯科診療の周知
	実施回数	参加人数	周知用リーフレット配付
26	3回	285人	5,000部
27	2回	93人	8,000部
28	1回	57人	7,000部